

## 豊中市地区まちづくり推進助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市地区まちづくり条例（平成4年豊中市条例第25号。以下「条例」という。）第14条及び第15条の規定による助成等、豊中市土地利用の調整に関する条例（平成16年豊中市条例第31号）第17条の規定による支援等及び豊中市都市景観条例（平成12年豊中市条例第31号）第32条の規定による助成等（同条第2号の保存に関するものを除く）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地区住民 自ら定める一定の地区において、居住する者又は事業を営む者及び土地、建物等を所有する者をいう。
- (2) 地区まちづくり 地区住民が、自らの土地、建物等の利用の改善その他の地区環境を整備することをいう。
- (3) 地区まちづくり活動団体 地区まちづくりを推進することを目的とする市民組織で条例第6条第1項の規定による登録を受けたものをいう。
- (4) まちづくりアドバイザー まちづくりに関して相当の専門知識及び実務経験を有する個人をいう。
- (5) まちづくりコンサルタント まちづくりに関して相当の専門知識及び実務経験を有する団体をいう。
- (6) 建築協定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定による協定をいう。
- (7) 地区計画等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号から第3号までに掲げる計画をいう。
- (8) 都市景観形成推進地区 豊中市都市景観条例第13条に規定する都市景観形成推進地区をいう。
- (9) 景観協定 景観法（平成16年法律第110号）第81条の規定による協定をいう。
- (10) 景観形成協定 豊中市都市景観条例第29条の規定による協定をいう。

### (助成の種類)

第3条 この要綱による助成は、次のとおりとする。

- (1) まちづくりアドバイザー派遣（以下「アドバイザー派遣」という。）
- (2) まちづくりコンサルタント派遣（以下「コンサルタント派遣」という。）
- (3) 活動費助成

### (助成対象団体)

第4条 助成を受けることができる団体は、地区まちづくり活動団体及び豊中市地区まちづくり条例施行規則（平成4年豊中市規則第42号）第19条第1項第1号に規定する組織で、かつ、市長が助

成する必要があると認めるものとし、前条の助成の種類に応じて次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前条第 1 号の派遣を受けることのできる団体（以下「アドバイザー派遣対象団体」という。）

次条第 1 項各号に掲げる助成対象事業のいずれか 1 つを実施するもの

(2) 前条第 2 号の派遣を受けることのできる団体（以下「コンサルタント派遣対象団体」という。） 次条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる助成対象事業のいずれか 1 つを実施するもの

(3) 前条第 3 号の助成を受けることのできる団体（以下「助成金交付対象団体」という。） 次条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる助成対象事業のいずれか 1 つを実施するもの

#### （助成対象事業）

第 5 条 助成の対象となる事業は、地区まちづくりを推進するため市長が特に必要があると認める活動で次の各号に掲げるものとする。

(1) 地区まちづくりを推進することを目的とするもの（次号から第 5 号に該当するものを除く。）

(2) 条例第 10 条第 1 項に規定するまちづくり構想を策定するもの

(3) 条例第 10 条第 1 項に規定するまちづくり構想を実現するためのもの

(4) 建築協定、地区計画等、都市景観形成推進地区、景観協定及び景観形成協定を目標とした地区まちづくり計画案（以下「地区まちづくり計画案」という。）を作成するもの

(5) 条例第 13 条第 1 項に規定する地区まちづくりルールを作成するもの

2 1 つの助成対象団体が 1 つの年度内に助成を受けることができる助成対象事業は、前項各号に規定するもののうちいずれか 1 つとする。

3 前 2 項の規定に関わらず、当該助成対象事業について他の公的な補助金等（豊中市地区まちづくりクラウドファンディング活用支援助成金交付要綱によるものを除く）の交付を受けている又は受ける予定の場合はこの要綱による助成の対象外とする。

#### （助成の申込み）

第 6 条 アドバイザー派遣対象団体およびコンサルタント派遣対象団体は、当該派遣を受けようとするときは、まちづくりアドバイザー派遣申込書（様式第 1 号）又はまちづくりコンサルタント派遣申込書（様式第 2 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(1) 活動地区を示す図面

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 助成金交付対象団体は、当該助成金を受けようとするときは、各年度毎に助成金交付申込書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(1) 団体の定款、規約又はこれに代わるもの

(2) 活動地区を示す図面

(3) 事業計画書

(4) 収支予算書

(5) その他市長が必要と認めるもの

(助成の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を審査の上、派遣を決定したときは、まちづくりアドバイザー派遣決定通知書(様式第4号)又はまちづくりコンサルタント派遣決定通知書(様式第5号)により、派遣をしないことを決定したときは、まちづくりアドバイザー非派遣決定通知書(様式第6号)又はまちづくりコンサルタント非派遣決定通知書(様式第7号)により当該申込者に通知するものとする。

- 2 派遣するまちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントについては、市長が選考し決定する。
- 3 アドバイザー派遣については、まちづくりアドバイザー業務依頼書(様式第8号)を交付して行う。
- 4 コンサルタント派遣については、アドバイザー派遣後、継続して行う必要があると認められるものに限り行う。ただし、市長が特に認めるものについては、アドバイザー派遣を経ずにコンサルタント派遣を行うことができる。
- 5 市長は、前条第2項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付を決定したときは助成金交付決定通知書(様式第9号)により、交付をしない決定をしたときは助成金不交付決定通知書(様式第10号)により、当該申込者に通知するものとする。
- 6 市長は、助成金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(助成の方法)

第8条 第3条第1号に規定する助成は、市がまちづくりアドバイザーをアドバイザー派遣対象団体に派遣し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地区まちづくりに関する講習会、研究会等における指導及び助言
- (2) まちづくり制度及び手法等についての助言
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 第3条第2号に規定する助成は、市がまちづくりコンサルタントをコンサルタント派遣対象団体に派遣し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 組織の運営に関する指導及び助言
- (2) まちづくり構想及び地区まちづくり計画案の作成に関する指導及び助言
- (3) まちづくり構想を実現するため実施する事業その他地区まちづくりを推進するため実施する事業等に関する指導及び助言
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 前条第2項に規定するまちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントの派遣期間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、派遣期間を延長することができる。

助成の種類	助成対象事業	派遣期間
まちづくりアドバイザー	第5条第1項第1号から第5号に該当するもの	随時
まちづくりコンサルタント	第5条第1項第1号、第3号及び第4号該当するもの	事業ごとに2年以内
	第5条第1項第2号に該当するもの	3年以内

4 まちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントの派遣に要する費用は市が負担し、次に掲げる基準により、予算の範囲内で、当該まちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントに直接支払うものとする。

- (1) アドバイザー派遣については、1回あたり50,000円以下、1地区あたり年15回を限度とする。
- (2) コンサルタント派遣については、1回あたり75,000円以下、1地区あたり年15回を限度とする。

5 第3条第3号に規定する助成は、次の各号に掲げるものを対象経費とし、次の表の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）及び期間を限度として、予算の範囲内で助成金を交付することにより行う。ただし、市長が特に必要と認めるときは、助成期間を延長することができる。

- (1) 調査研究に要するもの
- (2) 広報紙、パンフレット等の作成及び配布に要するもの
- (3) 講演会、研修会等の開催に伴う会場使用及び講師謝礼に要するもの
- (4) 事務連絡等通信又は運搬に要するもの
- (5) その他市長が必要と認めるもの

助成の種類	助成対象事業	助成金の額	助成期間
活動費助成	第5条第1項第1号、3号及び4号に該当するもの	対象経費の4分の3、かつ、年度あたり150,000円以内	5年度以内
	第5条第1項第2号に該当するもの	対象経費の4分の3、かつ、年度あたり1,500,000円以内	3年度以内

(事業内容等の変更等)

第9条 第7条第1項の規定によりまちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントの派遣決定を受けた団体（以下「派遣先団体」という。）若しくは第7条第5項の規定により助成金の交付決定を受けた団体（以下「助成金交付団体」という。）が、助成対象となった事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、事業内容等変更・中止・廃止承認申込書（様式第11号）を速やかに市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合であって、その内容を審査の上、承認の決定をしたときは、事業内容等変更・中止・廃止承認決定通知書（様式第12号）により、当該申込者にその決定を通知する。

(業務及び実績報告)

第10条 第7条第2項の規定により派遣されたまちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタ

ントは、派遣事業終了後、速やかにまちづくりアドバイザー業務報告書（様式第 13 号）又はまちづくりコンサルタント業務報告書（様式第 14 号）を市長に提出しなければならない。

2 助成金交付団体は、当該年度における助成金対象事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第 15 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 決算書又は清算書
- (2) 領収書等
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成額の決定）

第 11 条 市長は、前条第 2 項の助成金対象事業の完了を確認したときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第 16 号）により、その旨を当該助成金交付団体に通知する。

（請求及び交付）

第 12 条 助成金交付団体は、前条に規定する助成金確定通知書を受領したときは、助成金交付請求書（様式第 17 号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に請求しなければならない。

- (1) 助成金確定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求に基づき助成金を交付するものとする。

（検査等）

第 13 条 市長は、当該事業の遂行の状況又は過去の実績等について、当該まちづくりアドバイザー若しくはまちづくりコンサルタント又は派遣先団体若しくは助成金交付団体に必要な指示をし、又は検査をすることができる。

2 市長は、前項に規定する検査等により、当該事業が助成等の内容又はこれに付した条件に従って執行されていないと認めるときは、当該派遣先団体若しくは助成金交付団体に対し、これらに従って執行することを命ずることができる。

（決定の取消し）

第 14 条 市長は、派遣先団体又は助成金交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、まちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントの派遣若しくは助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 派遣事業の目的を達成することができないと認められるとき。
- (2) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 市長の承認を得ずに助成事業を変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (5) 助成事業に関して法令に違反する行為を行ったとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。
- (7) 第 4 条の規定に該当しなくなると認めるとき、その他この要綱の趣旨、目的に適合しない

ものであると認めるとき。

- 2 市長は、まちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントの派遣若しくは助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、まちづくりアドバイザー派遣決定取消通知書（様式第 18 号）又はまちづくりコンサルタント派遣決定取消通知書（様式第 19 号）又は助成金交付決定取消通知書（様式第 20 号）により、その旨を当該派遣先団体又は当該助成金交付団体に通知する。

（助成金の返還）

- 第 15 条 市長は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、助成金返還命令書（様式第 21 号）により、速やかに当該助成金交付団体に対し、当該取消しに係る額の返還を命ずることができる。

（その他）

- 第 16 条 助成金の交付については、この要綱に規定するもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和 57 年豊中市規則第 15 号）の定めるところによる。

（補 則）

- 第 17 条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 豊中市まちづくり活動助成要綱(平成 5 年 1 月 1 日施行)
  - (2) 豊中市まちづくりアドバイザー派遣要綱(平成 5 年 1 月 1 日施行)
  - (3) 豊中市まちづくりコンサルタント派遣要綱(平成 5 年 4 月 1 日施行)
- 3 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。
- 4 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 5 次に掲げる要綱は、廃止する。
  - (1) 豊中市地区計画等推進助成要綱(平成 16 年 5 月 1 日施行)
  - (2) 豊中市まちづくりアドバイザー設置要綱(平成 5 年 4 月 1 日施行)